

実績報告時の注意事項

補助対象システムを設置される方は設置工事完了の日から、システム付き住宅を購入される方は住宅等の引渡し日から、60日以内または3月15日のいずれか早い期日までに、必要書類を添付して役場環境課までご提出ください。

転入者・転居者の方は、実績報告書の提出までに、補助対象システムを設置した場所に住民票を移してください。申請者の住所は、転入・転居後の住所です。

～添付書類について～

- 対象システムの設置に要した費用に係る領収書の写し
※システムごとの領収金額が分かるよう明記されたもの
- 補助対象機器の保証書の写し
メーカーが発行した保証書の写し
※補助対象システムの設置場所、設置者名（申請者名）、型式が記載されているもの（例：エネファームは安心サポート証など）
- 設置工事完了後の現場写真
申請時に添付した「設置予定箇所の全景写真」と同じ位置からの写真
- 機器全体又は配管のわかる写真
 - ・設置したシステムの全体が写った写真または設置したシステムと住宅が配管で繋がっている様子を写した写真（設置したシステム全体が写っていること）
 - ・一体的導入システムまたは一体的導入システム（ZEH）の場合は同時に設置した各システムの現場写真を提出（太陽光発電システムは、太陽電池モジュールの枚数が確認できるもの）
- 太陽光発電施設に係る電力受給契約を締結したことを証明する書類の写し
「発電設備の連携に関するお知らせ」等、系統連携日等、太陽光発電設備の工事完了が確認できるもの
- その他町長が必要と認める書類
「一体的導入システム（ZEH）」を申請した場合はいずれかの書類を提出
 - ① 国が実施するZEH支援事業の交付申請をした場合
→国のZEH支援事業の完了実績報告書の写し及び補助金額確定通知書の写し
 - ②国が実施するZEH支援事業の交付申請をしない場合
→BELS評価書の写し（交付申請時に提出した場合は不要）
- ◎転入者の方で、申請時に町税納付状況等確認同意書を提出していない方は、住民票または町税納付状況等確認同意書を添付してください。（住民票の発行には手数料がかかります。）